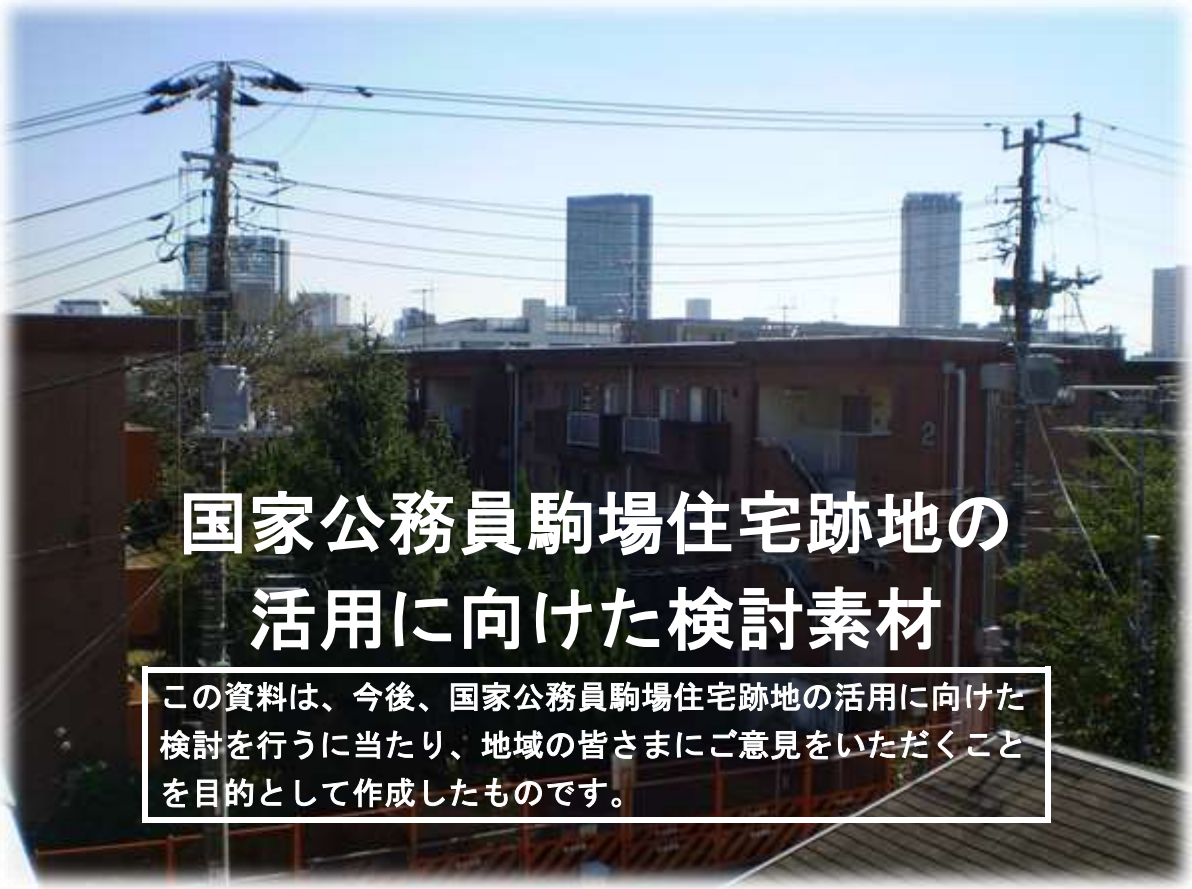




国家公務員駒場住宅跡地の 活用に向けた検討素材

この資料は、今後、国家公務員駒場住宅跡地の活用に向けた検討を行うに当たり、地域の皆さまにご意見をいただくことを目的として作成したものです。

平成30年11月

目黒区

国家公務員駒場住宅跡地の活用に向けた検討素材 目次

I 国家公務員駒場住宅跡地をめぐる状況

1 駒場住宅跡地の概要	1
2 用途地域等	3
3 これまでの経緯など	5
4 国の未利用国有地取扱い等の考え方	7
5 駒場住宅跡地及び周辺地域の現況等	9
<参考>周辺状況	11

II 活用方針検討に向けた区の考え方

1 駒場住宅跡地の活用に向けた区の基本的方向	13
2 活用方針検討の流れ	14
3 基本的方向を踏まえた検討に当たってのコンセプト	15
4 活用イメージ	17
5 意見募集について	20

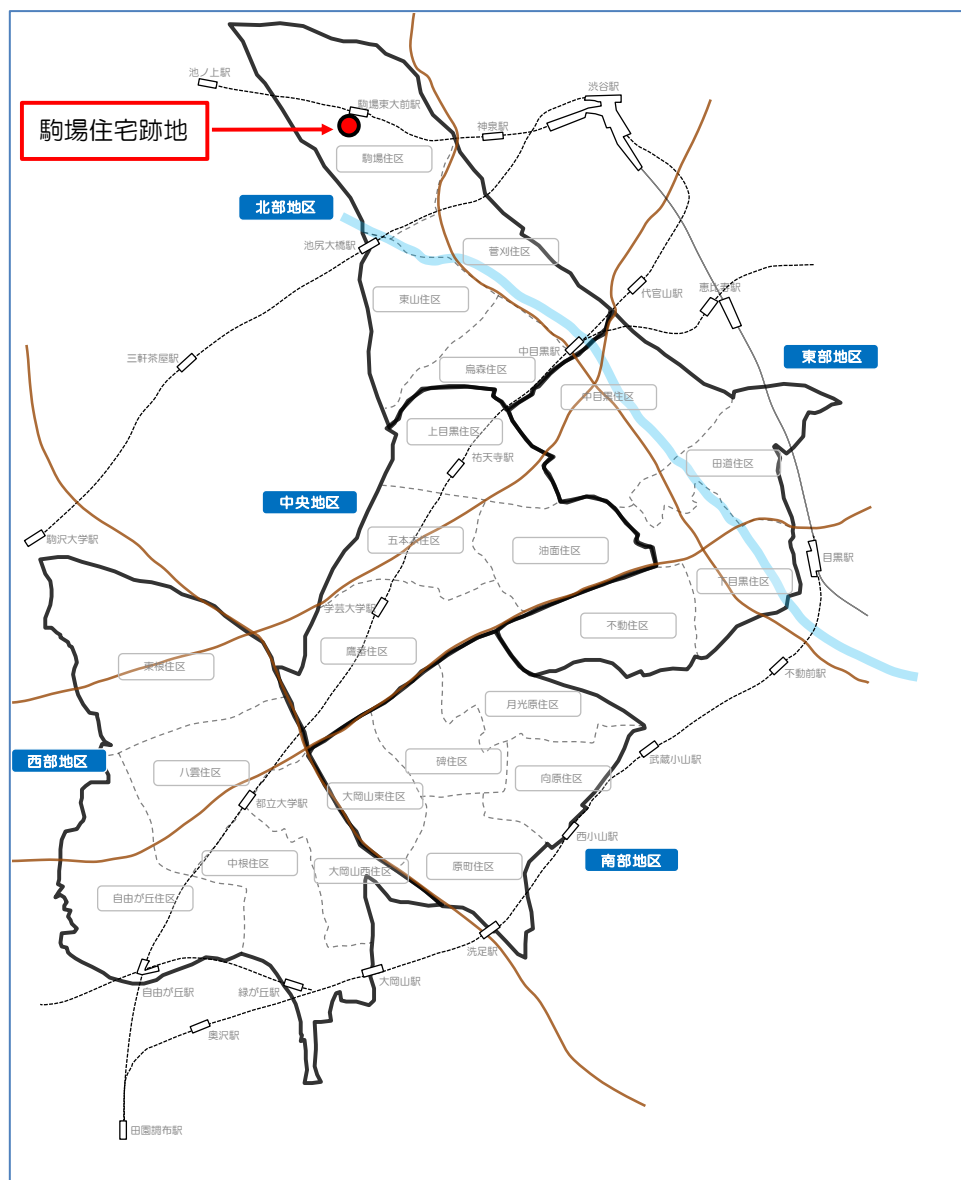


I 国家公務員駒場住宅跡地をめぐる状況

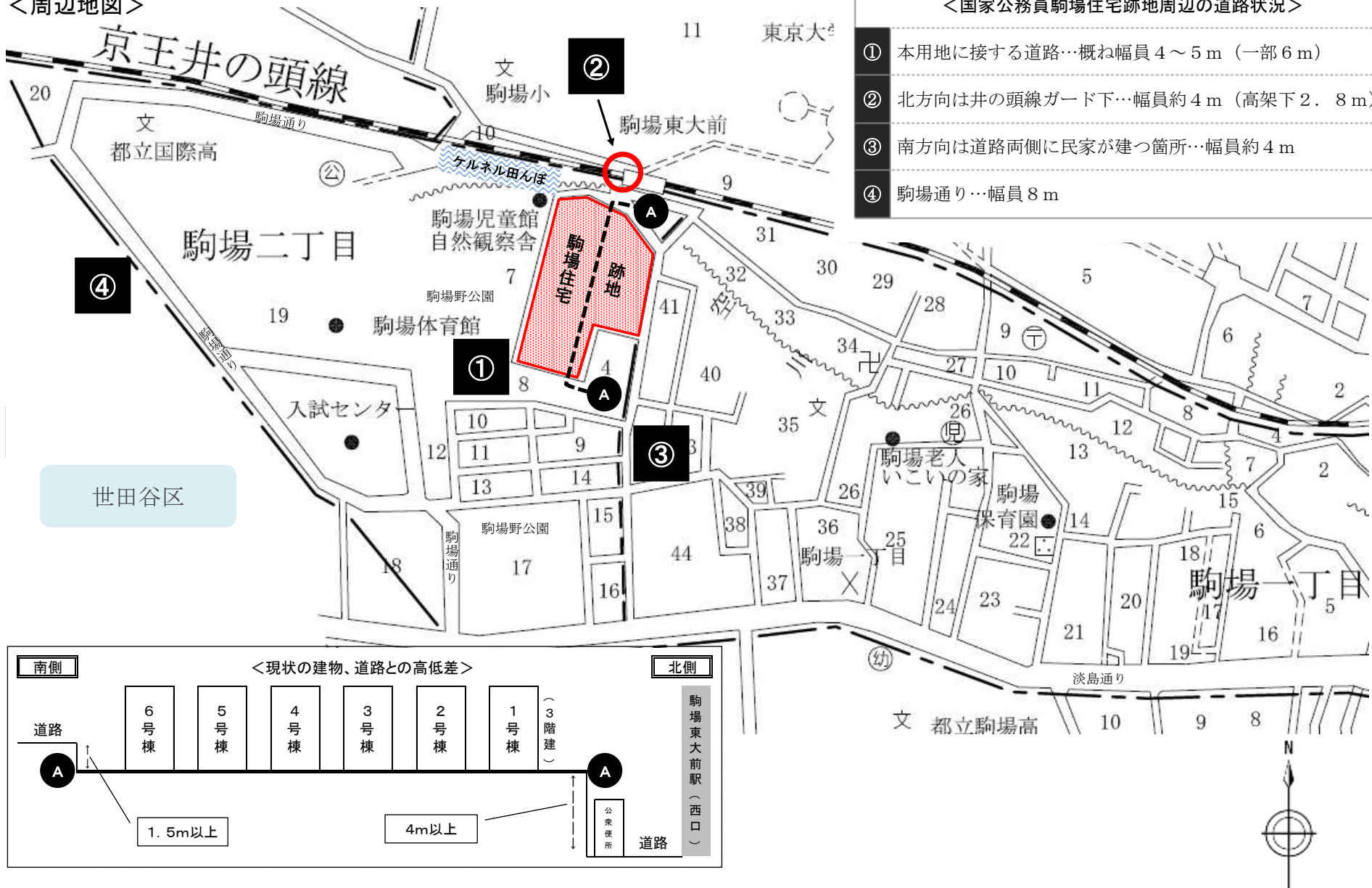
1 駒場住宅跡地の概要

所在地	住居表示：目黒区駒場二丁目2-1 外 地番表示：目黒区駒場二丁目846番1
面積	10,071.61㎡
所有者	財務省
現況	建物あり（6棟）
周辺の状況	○周囲の道路の幅員が狭い（概ね4～5m） ○駒場東大前駅付近は道路との高低差（4m以上）あり ○北側：駒場東大前駅（高架下2.8m） 西側：駒場児童館、駒場野公園（自然観察舎）

<位置図>



<周辺地図>



2 用途地域等

用途地域は、様々な用途の建物が混在する無秩序な街になるのを防ぐため、それぞれの地域に適した用途の建物を集めるとともに、地域にふさわしくない用途の建物を制限するものです。駒場住宅跡地は、第一種中高層住居専用地域と近隣商業地域に指定されています。



項目 \ 用途地域	第一種中高層 住居専用地域	近隣商業地域
敷地面積	約9,500㎡	約500㎡ (駒場東大前駅前部分)
建蔽率	60%	80%
容積率	200%	300%
防火地域等	準防火地域	準防火地域
絶対高さ	17m	20m
高度地区	第2種高度地区	第3種高度地区
日影規制	3h-2h/4m	5h-3h/4m

＜「東京都建築安全条例」の高さ制限＞

駒場住宅跡地は、「東京都建築安全条例」における「幅員6メートル以上の道路」に接していないため、延べ面積が3千平方メートルを超える場合は、建築物の高さは15メートル以下となります。

(建築物の敷地と道路との関係)

第四条 延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計とする。)が千平方メートルを超える建築物の敷地は、その延べ面積に応じて、次の表に掲げる長さ以上道路に接しなければならない。

延べ面積	長さ
千平方メートルを超え、二千平方メートル以下のもの	六メートル
二千平方メートルを超え、三千平方メートル以下のもの	八メートル
三千平方メートルを超えるもの	十メートル

- 延べ面積が三千平方メートルを超え、かつ、建築物の高さが十五メートルを超える建築物の敷地に対する前項の規定の適用については、同項中「道路」とあるのは、「幅員六メートル以上の道路」(※)とする。
- 前二項の規定は、建築物の周囲の空地の状況その他土地及び周囲の状況により知事が安全上支障がないと認める場合においては、適用しない。

※「幅員六メートル以上の道路」とは…

- 敷地から有効に接続している道路。
- 自動車の通常の走行において二車線通行が可能な道路。

用途地域による建築物の用途制限の概要（抜粋）

用途地域内の建築物の用途制限			第一種中高層	近隣商業	備考
○…建てられる用途					
■…建てられない用途					
▲…面積、階段等の制限あり					
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿			○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの			○	○	
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの		▲	○	▲日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの		▲	○	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの		■	○	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの		■	○	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの		■	○	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの		■	○	
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの		■	○	
	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの		■	○	
	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの		■	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの		■	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの		■	○	
ホテル、旅館				○	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場等		■	○	
	カラオケボックス等		■	○	
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等		■	○	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場等		■	○	
	キャバレー等、個室付浴場等		■	■	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等		○	○	
	図書館等		○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等		○	○	
	神社、寺院、教会等		○	○	
	病院		○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等		○	○	
	老人ホーム、福祉ホーム等		○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等		○	○	
自動車教習所			■	○	
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）		▲	○	▲300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫		▲	○	▲3,000㎡以下 2階以下
	▲については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限				
	倉庫業倉庫		■	○	
	畜舎（15㎡を超えるもの）		■	○	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	○	原動機の制限あり、▲2階以下
	危険性や環境を悪化されるおそれが非常に少ない工場		■	▲	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積▲150㎡以下
	危険性や環境を悪化されるおそれが少ない工場		■	▲	
	危険性や環境を悪化されるおそれがやや多い工場		■	■	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場		■	■	
	自動車修理工場		■	▲	作業場の床面積 ▲300㎡以下
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	■	○	
		量が少ない施設	■	○	
量がやや多い施設		■	■		
量が多い施設		■	■		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等			都市計画区域内においては都市計画決定が必要		

注）本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

3 これまでの経緯など

(1) 国の動き

- 駒場住宅跡地は、平成27年2月に処分予定国有財産とされたが、その後、敷地内に民有地が含まれることが判明したため、処分予定財産としての公表資料から削除され、権利関係の整理に着手。
- 平成30年3月、権利関係等の整理が完了。
- 権利関係等の整理完了後、本財産に係る土地利用のあり方を含め、処分方針検討中であるため、処分を留保。(現在、「個別に活用方針を定める物件」として、関東財務局ホームページに掲載されている。)

(2) 区の動き

- 駒場住宅跡地は、区内では貴重な大規模用地としてさまざまな行政課題に対応できる可能性を持っており、具体的な活用策の検討に当たっては、国への積極的な働きかけが必要であると判断し、平成29年5月に、関東財務局に対し今後の活用意向についての要望書(次ページ)を提出。
- 街づくりの観点からの課題や、どのような活用方法があるか等について、国に対して具体的な要望を示していく必要があることから、平成30年2月に内部検討組織を設置し、課題整理、有効活用に向けた調査・研究を開始。

(3) 検討に向けた基本的な進め方

ア 国有地に関する国との連絡調整体制の確立

平成30年6月に、駒場住宅跡地をはじめ区内に存在する国公有財産について、国と区が互いに連携し、最適利用等を図ることを目的に、国公有財産の情報を共有し意見交換する場として「国公有財産の情報連絡会」を設置。

イ 庁内検討体制の継続

平成30年2月に設置した庁内検討組織(副区長、関係部・課長で構成)において、課題の整理、活用用途等の検討を継続。

ウ 地域住民への情報発信と意見要望への配慮

国との連絡調整の状況を踏まえながら、適時適切に地域住民へ情報発信するとともに、地域住民の意見要望にも配慮した検討を進める。

目企政第 110 号

平成 29 年 5 月 2 日



関東財務局

東京財務事務所長 様

目黒区長 青木 英二

国有財産の活用の検討に向けた要望について

1 国家公務員駒場住宅跡地について

(1) 財産の所在地等

地番（住所表示）	区分	数量（㎡）	備考
目黒区駒場 2-846-1 外（目黒区駒場 2-2-1 外）	土地	10,071.61	建物有

(2) 活用の検討に向けた要望

本国有財産は、目黒区内では貴重な面積の大きい土地であり、かつ、駒場東大前駅前という利便性の高い場所に位置していることから、区のさまざまな行政課題の解決に資する可能性のある土地であると考えています。

については、今後、目黒区として、本国有財産の活用について検討したいと考えていますので、よろしくお取り計らい願います。

2 その他の国有地について

その他の区内国有地についても、活用の可能性を検討していきたいと考えておりますので、随時、情報提供をいただきますようお願いいたします。

以 上

4 国の未利用国有地取扱い等の考え方

現在国では、「将来世代も念頭に国有財産を最大限有効活用することが重要」という考えのもと、今後の国有財産の管理処分のあり方について検討が進められています。国の審議会においては、地域・社会の様々なニーズや、将来世代における課題に対応するため、介護・保育施設以外の用途に活用できる定期借地権の範囲の拡大や定期借地権による財政収入の確保と年限を区切った有効活用を図るなど、更なる有効活用に向けた検討課題が示されています。

国の検討状況や駒場住宅跡地に対する国の意向要旨は次のとおりです。

○ 管理・処分の方法に関すること

規模や立地条件を踏まえた優良な未利用国有地は、一度売却した場合には再度の取得が難しいため、時代の変化とともに変わっていくニーズや、将来世代における課題に対応するべく定期借地権による貸付により権利は国に留保し、財政収入を確保しつつ年限を区切って有効活用を図ることの検討が必要。こうした中で、駒場住宅跡地については国で留保（売却せず定期借地権による貸付）することが望ましい。

○ 定期借地権の用途範囲に関すること

地域・社会の様々なニーズに対応し、国有財産の有効活用・適正利用を進めるため、介護・保育施設と他の施設との複合施設の整備や、更には国の政策を推進する観点から、介護・保育以外の用途にも活用できるよう、定期借地権の範囲を拡大することの検討が必要。具体的には、公用・公共用優先の原則の下、公的施設とともに、住宅や商業系施設を整備するなどの有効活用が考えられる。

○ 国や都による活用に関すること

現時点で、国及び東京都における活用意向が無いことから、区において活用方針を検討されたい。

○ 区の考え方の取りまとめ時期（目安）に関すること

区としてのある程度の考え方（活用方針の素案など）を平成30年度内にまとめてもらいたい。

＜参考＞財政制度等審議会 国有財産分科会（平成30年9月28日開催）資料抜粋

2-9 国有地の有効活用に関する検討課題

① 現在、未利用国有地の定期借地権による貸付は、介護・保育等の単独利用で行えず、必ずしも地域・社会の様々なニーズに対応できていない。

このため、こうしたニーズに対応し、国有財産の有効活用・適正利用を進めるため、介護・保育施設と他の施設との複合施設の整備や、更には国の政策を推進する観点から、介護・保育以外の用途にも活用できるよう、定期借地権の範囲を拡大することが必要ではないか。

② これまで積極的に売却を推進してきた結果、未利用国有地の全体ストックが減少してきており、主要都市においても、同様に処分等可能財産が限られてきている状況。

規模や立地条件を踏まえた優良な未利用国有地は、地域の課題解決等に資する政策ツールとなり得るものであるが、一度売却した場合には再度の取得が難しいため、時代の変化とともに変わっていくニーズや、将来世代における課題に対応するため、定期借地権による貸付けにより権利は国に留保し、財政収入を確保しつつ年限を区切って有効活用を図るべきではないか。

（注）未利用国有地の中でも比較的大規模な「返還財産」は、引き続き権利を国に留保しつつも、地域の特性や地元自治体を作る土地利用計画との調和を図りつつ、計画的な有効活用を促進する必要がある。

20

2-13 国で留保することが望ましいと考えられる財産の例 ①

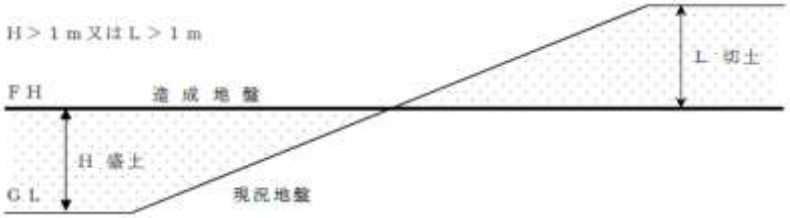
口座名	旧駒場住宅	【位置図】  【案内図】 
所在地	東京都目黒区駒場2丁目	
交通機関	京王井の頭線 駒場東大前駅	
敷地面積	10,071㎡	
都市計画等	市街化区域	
	用途地域：第一種中高層（一部近商）	
	建ぺい率：60（80）%	
	容積率：200（300）%	

出典：国土地理院HP・地理院の電子地形図を加工して作成

25

5 駒場住宅跡地及び周辺地域の現況等

- 面積の大きい貴重な土地であり、かつ、駒場東大前駅に近い利便性の高い場所に位置していることから、行政課題の解決だけでなく地区全体の街づくりに寄与する可能性がある。
- 隣接する駒場一丁目の区域は、「木造住宅密集地域整備事業（平成3～17年度）」が実施され、平成28年度は不燃領域率^{※1}が64.8%と街の不燃化が進んでいる。一方、細街路率^{※2}は57.6%と高く、緊急車両の通行など防災性の向上が求められている。
- 都市計画法の開発許可（切土、盛土等）^{※3}の対象となった場合、住宅以外の用途の施設を整備するためには、幅員9m以上の道路への接続が必要となってくる。
- 地域住民、事業者等の関心が高い用地であり、活用検討に当たっては、地元関係者の意見に十分配慮する必要がある。

※1 不燃領域率	市街地の燃えにくさを表す指標で、領域率が40%以上になると延焼が緩やかになり、70%以上になるとほとんど延焼が生じないと考えられています。				
※2 細街路率	幅員が4m未満の道路の割合。				
※3 都市計画法の開発許可（切土、盛土等）	以下の行為が対象となります。 ①高さが1mを超える切土 ②高さが1mを超える盛土 ③造成行為の土地面積が500㎡を超える場合（高さ30cmを超える切土又は盛土）  ただし、以下の行為などは対象外です。 ★目黒区住環境整備条例に基づく歩道状空地又は公開広場の設置に伴う造成行為 など <table border="1"> <tr> <td>歩道状空地</td><td>敷地面積が2,000㎡以上の大規模建築物の場合、住居系・工業系地域（商業地域・近隣商業地域以外の地域）内では幅員1.5m以上、商業系地域（商業地域・近隣商業地域）内では幅員0.5m以上の歩道状空地（道路に沿って一般公衆に供する歩道状の空地）の整備が必要となります。</td></tr> <tr> <td>公開広場</td><td>敷地面積が3,000㎡以上の大規模建築物の場合、敷地が商業系地域と他の用途地域にまたがる場合は、商業系地域部分の敷地面積の1.5%以上の面積及び商業系地域以外の用途地域部分の敷地面積の3%以上の面積を合計した面積の公開広場（一般公衆に供する広場）が必要です。</td></tr> </table>	歩道状空地	敷地面積が2,000㎡以上の大規模建築物の場合、住居系・工業系地域（商業地域・近隣商業地域以外の地域）内では幅員1.5m以上、商業系地域（商業地域・近隣商業地域）内では幅員0.5m以上の歩道状空地（道路に沿って一般公衆に供する歩道状の空地）の整備が必要となります。	公開広場	敷地面積が3,000㎡以上の大規模建築物の場合、敷地が商業系地域と他の用途地域にまたがる場合は、商業系地域部分の敷地面積の1.5%以上の面積及び商業系地域以外の用途地域部分の敷地面積の3%以上の面積を合計した面積の公開広場（一般公衆に供する広場）が必要です。
歩道状空地	敷地面積が2,000㎡以上の大規模建築物の場合、住居系・工業系地域（商業地域・近隣商業地域以外の地域）内では幅員1.5m以上、商業系地域（商業地域・近隣商業地域）内では幅員0.5m以上の歩道状空地（道路に沿って一般公衆に供する歩道状の空地）の整備が必要となります。				
公開広場	敷地面積が3,000㎡以上の大規模建築物の場合、敷地が商業系地域と他の用途地域にまたがる場合は、商業系地域部分の敷地面積の1.5%以上の面積及び商業系地域以外の用途地域部分の敷地面積の3%以上の面積を合計した面積の公開広場（一般公衆に供する広場）が必要です。				

＜参考＞平成１６年３月策定目黒区都市計画マスタープラン（地区別構想 北部地区からの抜粋）

恵まれた文教施設の立地	東京大学駒場キャンパス、都立高校等の教育施設、研究機関や病院等の公的施設が多く立地する本地区では、これらの文教施設などの立地にふさわしい、閑静な土地利用の誘導や街並みの形成を図ります。
公園緑地のネットワーク化	駒場周辺には、東京大学教養学部、都立国際高校、都立芸術高校、大学入試センターなどの教育施設や教育関連施設が多く立地し、…（略）…。これらの敷地内のみどりの保全、施設の外周の緑化や景観整備、歩行空間の拡充、駅や幹線道路からのアクセス性の向上、みどりのネットワーク化により、地区の個性を活かした街づくりを進めます。
地域商業地の整備	駒場東大前駅周辺は、木造住宅密集地域の整備にあわせて、道路の拡幅、快適な歩行空間の確保、良好な店舗併用住宅への更新などを推進し、地区生活拠点の形成を目指します。
良好な住環境の保全・形成	駒場一丁目周辺は、小規模な戸建て住宅や木造賃貸住宅が密集しており、道路などのオープンスペースを確保しつつ、住宅の共同化や協調化を誘導します。駒場四丁目周辺は、みどりの多い良好な低層住宅地としての環境と景観を今後も保全していきます。
駅周辺の環境整備	駒場東大前駅周辺などの身近な商店街においては、生活に密着した商業機能などの立地を誘導し、歩いて暮らせる利便性の高い街づくりを図ります。駅周辺においては、交通バリアフリー化、放置自転車対策の強化、地区の玄関口としての景観形成などの整備を進めます。
災害に強い街の整備	駒場一丁目周辺の木造住宅密集地域については、不燃化を進め、オープンスペースの確保、道路整備などにより災害に強い街づくりと過密住宅地域の解消を目指します。細街路の多い区域を中心として生活道路網の整備を進めていきます。

<参考>周辺状況

①敷地北側（駅前）



②敷地北西側



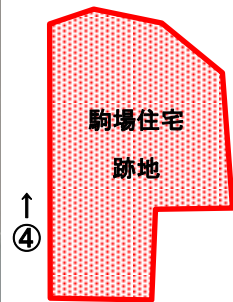
駒場児童館



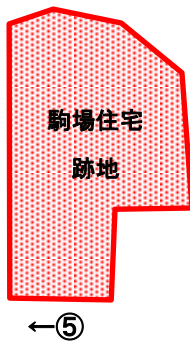
③駒場東大前駅前



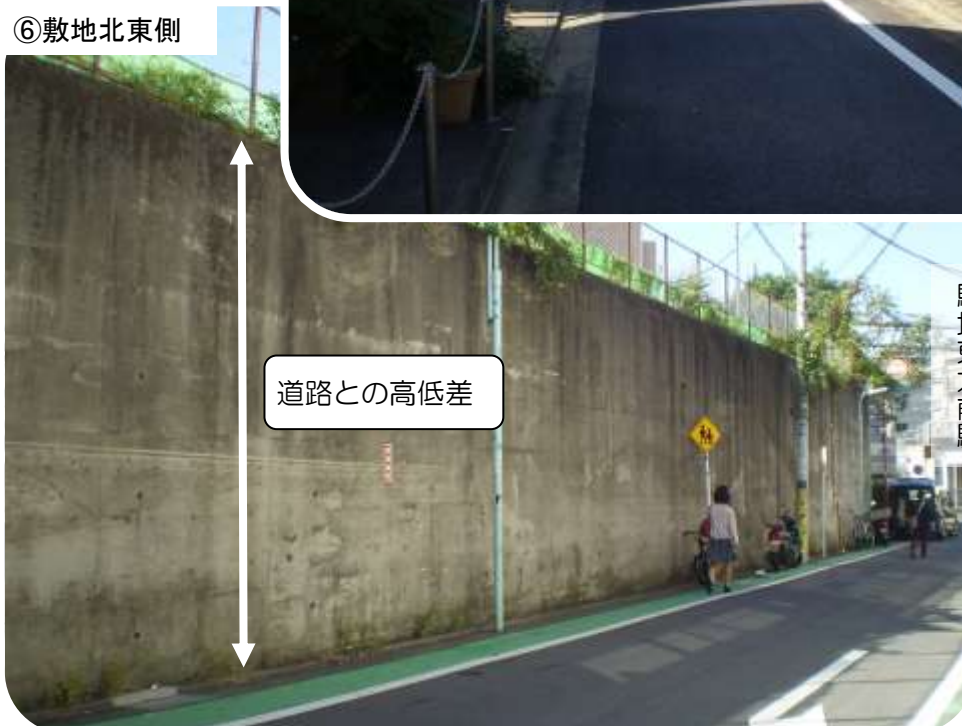
④敷地西側



⑤敷地南側



⑥敷地北東側



Ⅱ 活用方針検討に向けた区の考え方

1 駒場住宅跡地の活用に向けた区の基本的方向

区では、未利用国有地の活用を図る場合、区の財政負担を最小限にしながら行政課題解決に資する活用とするため、区が直接取得等はせず民間事業者による活用を原則とするとともに、事業者の初期投資が低減できるなどの点から定期借地制度の利用を中心として取り組んできました。

定期借地制度を利用する場合は、国の現行ルール上、社会福祉施設（特別養護老人ホーム等の介護施設や保育所など）など用途が限られている状況ですが、Ⅰ－４「国の未利用国有地取扱い等の考え方」のとおり、定期借地権による財政収入の確保と年限を区切った有効活用や介護・保育施設以外の用途に活用できる定期借地権の範囲の拡大などの検討が行われており、駒場住宅跡地の活用に向けた検討についても、定期借地制度を利用した一体的な各種活用の可能性が出てきました。

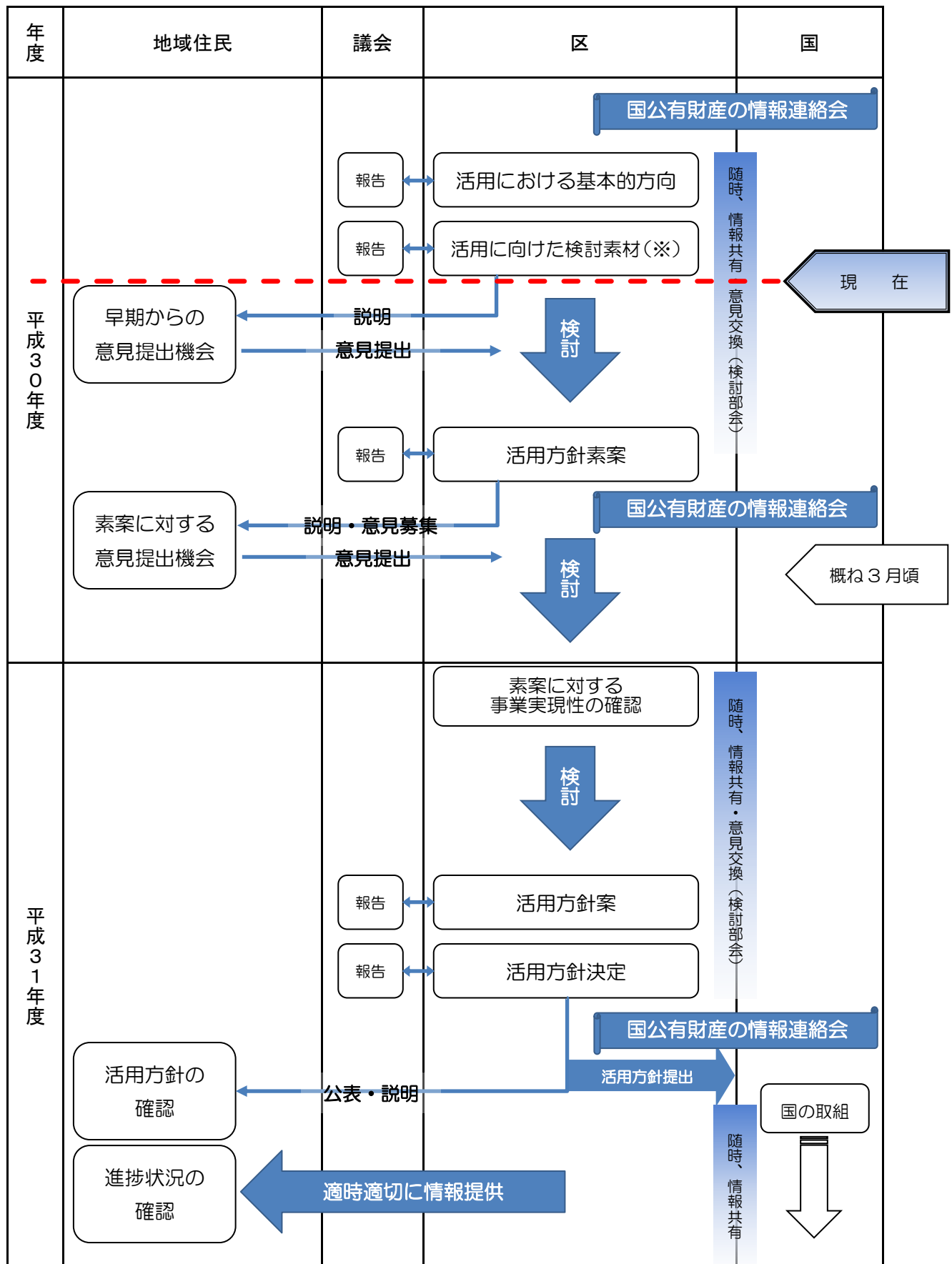
こうした国の動きや最新の検討状況を把握する必要があるため、駒場住宅跡地をはじめ、区内に存在する国公有財産について、国と区が互いに連携し、最適利用等を図ることを目的に、「国公有財産の情報連絡会」を設置し、国公有財産の情報を共有し意見交換を行っています。

区は、駒場住宅跡地の活用に向けて、現行ルールの中で行政課題及び地域課題の解決が早期に実現できるよう、以下の基本的方向に沿って、今後の活用検討を進めていきたいと考えています。

活用における基本的方向

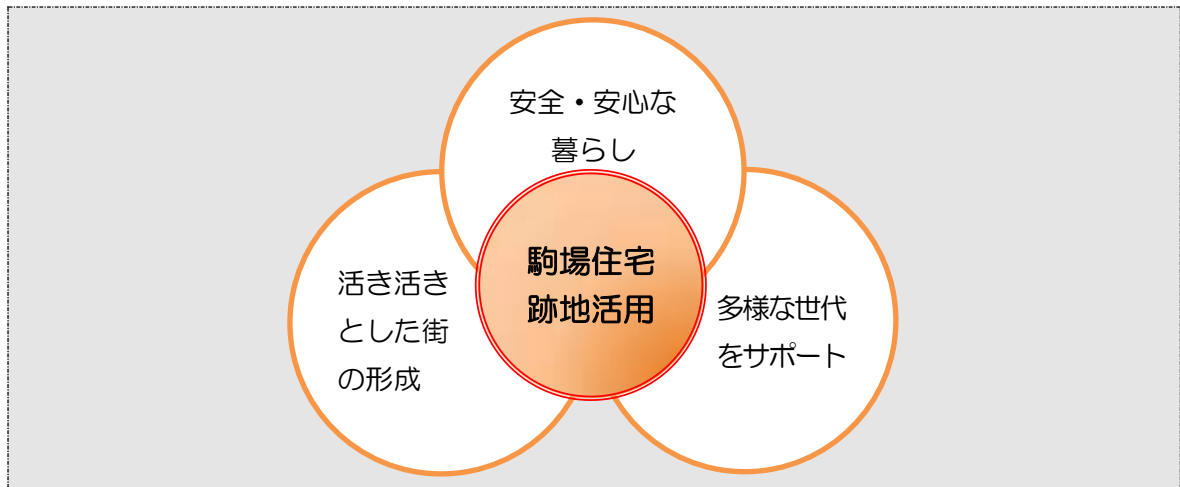
- 民間事業者による定期借地制度を利用した施設整備を前提に活用検討を進める。
- 区の喫緊の行政課題に資する施設整備を図るとともに、国による社会福祉施設以外の定期借地制度の検討も踏まえ、他の活用（住宅・商業系施設など）も含めた一体的な整備の考え方をまとめていく。
- 様々な観点からの街づくりに留意しながら、駒場住宅跡地の活用の考えを取りまとめる。
- 早い段階から地域住民等の意見の把握に努めるとともに、実現性を確保するために民間事業者の意見の把握に努める。
- 一定期間内に区の活用の考え方を取りまとめるとともに、これまで未利用となってきた駒場住宅跡地の早期活用の実現に向けて国との連携を図る。

2 活用方針検討の流れ（イメージ）



3 基本的方向を踏まえた検討に当たってのコンセプト

(1) 活用に当たってのコンセプト



駒場らしい生活空間の形成

～ぷらっと立ち寄れ、地域に根ざした快適な生活環境の実現を目指して～

- ☞ 安全・安心、ゆったり過ごせるゆとり空間
- ☞ 楽しく、元気に、ふれあい空間
- ☞ みんなでささえる、たすけあい空間



(2) 活用に向けた検討の視点

安全・安心の視点から

- ・ ゆとりの歩行空間確保
- ・ 緊急車両の動きを助けるスペース
- ・ 一時の避難スペース など

地域特性・ふれあいの視点から

- ・ 駅前や近隣商業地域の活かし方（店舗や駅前広場など）
- ・ 学生が楽しく集う空間、文教地域に関連する機能
- ・ 集いの広場、便利なオープンスペース など

区全体の施策の視点から

- ・ 子育て支援、高齢者支援、障害者支援、保健・福祉・医療の連携
- ・ 防災備蓄倉庫の確保
- ・ 区の近隣施設との兼ね合い など

跡地整備主体の視点から

- ・ 国有地であること
- ・ 民間事業者による定期借地制度での整備、定期借地期間の想定
- ・ 事業としての採算性の確保 など

敷地形状の視点から

- ・ 敷地の高低差の活かし方
- ・ 周辺の道路幅員 など

4 活用イメージ

(1) 区として必要と考えられる施設、地域から求められる施設

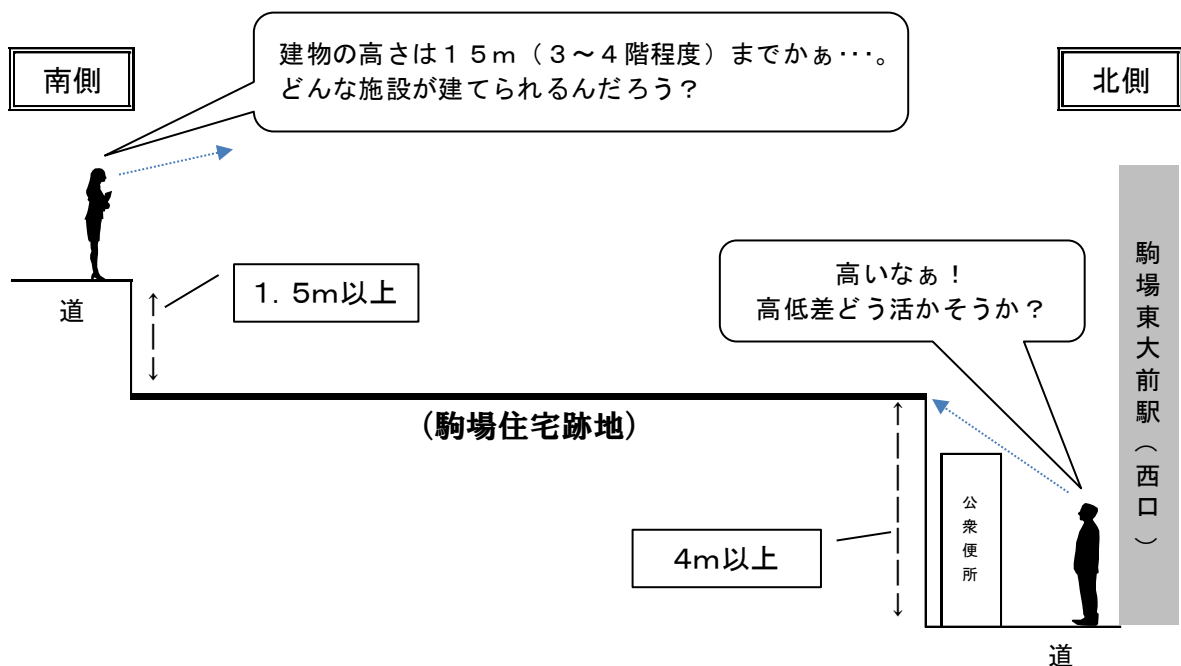
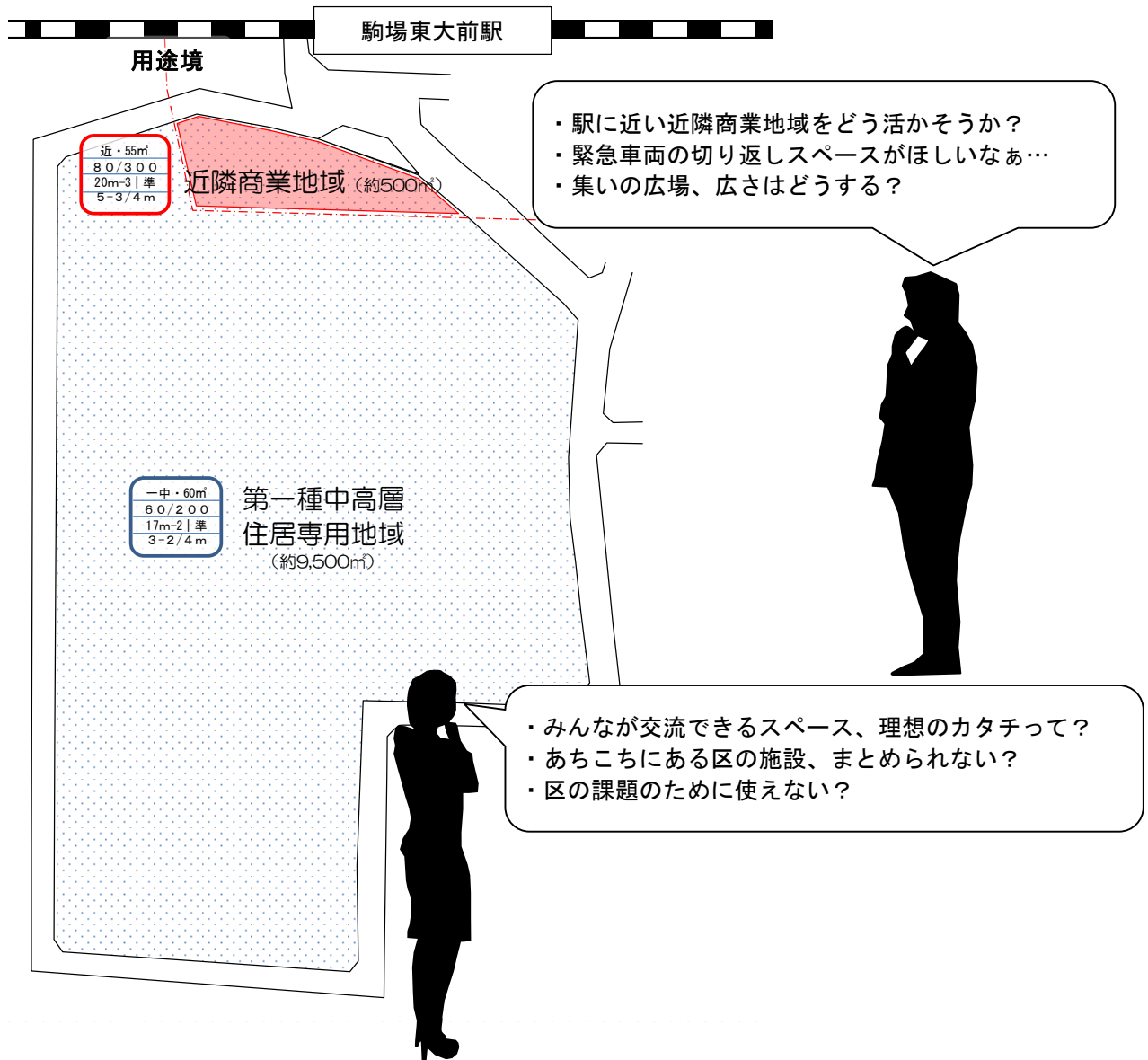
安全・安心	防災関連施設	⇒ 地域の防災力の更なる向上に向けた防災関連施設 ・防災備蓄倉庫 など
	歩行空間	⇒ 細街路の多い道路状況を考慮した快適な歩行空間 ・歩道状空地
地域特性・ふれあい	広場	⇒ 安全・安心の向上、交流促進等のための広場空間 ・地域のイベント場所、緊急車両の切り返しのスペース など
	地区生活施設	⇒ 生活に密着した商業施設 ・スーパーなど生鮮食料品や日用品販売の店舗 ・「ゆったり」「くつろぎ」ブックカフェ など
	区民交流ラウンジ	⇒ 地域活動活性化、交流促進のための地域交流スペース ・地域コミュニティ推進のための交流スペース ・講演会や展示会等に利用できる多目的イベントスペース ・会議室などの貸室（周辺の区施設集約化） など
区全体の施策	福祉施設	⇒ 多様な世代をサポートする福祉施設 ・子育て、高齢者、障害者などを支援する施設

・その他、住居系施設、医療機関など、民間事業者の創意工夫やアイデア・ノウハウを活かした施設を取り入れる。

(2) 整備主体：民間事業者



- 今後、地域の皆さまの意見を参考にしながら、活用イメージを具体化していきます。
- また、事業の実現性について、民間事業者への確認により精査します。
- 最後に、活用方針を策定して、区の方針として国へ提出していきます。



<参考1>

区民交流ラウンジのイメージ

- 地域の誰でも利用可能。
- 会議、イベント等、多目的な空間としてのフレキシブルな機能。
- 子ども～学生～地域住民、多様な交流の場。

<例>

武蔵野 プレイス	<ギャラリー> 簡易な展示発表やワークショップ等が行えるセミオープンな多目的イベントスペース 	<ワークラウンジ> 少人数でのミーティングや資料作成作業などができる市民活動団体向けのオープンスペース 
	<オープンスペース> 打合せや交流に誰でも利用できるスペース 	<コワーキングスペース> 無線LAN、電源等を完備するワーキングスペース（有料登録制） 

<参考2>

さんまるしえ	目黒本町福祉工房1階にある「Sun Marche さんまるしえ」。 区内の障害福祉施設で製作された自主生産品を幅広く取扱い展示販売。購入したパン、焼き菓子、お弁当などは、店内のイートインコーナーで食べることができる。	
--------	--	--

5 意見募集について

駒場住宅跡地活用に向けた「活用方針」の検討に当たっては、「2 活用方針検討の流れ」に示したとおり、区としての一定の考え方である素案がまとまった段階で、広く区民の皆さまからの意見を伺う機会を設ける予定です。

しかしながら駒場住宅跡地が、区内では面積の大きい貴重な土地であり、かつ、駅にも近く利便性の高い土地であるとともに、喫緊の行政課題への対応のみならず地区全体の「街づくり」にも寄与する可能性を持った土地であることから、今回の活用方針検討では、広く区民の皆さまの意見を伺う機会とは別に早い段階から地域住民等意見の把握に努め、いただいた意見も参考に区の検討を進めていくこととしています。

そこで、早い段階での地域の意見をいただく機会を下記のとおり設けますので、お気軽に意見をお寄せください。いただいた意見については、活用方針の素案を検討する段階での材料とさせていただくとともに、区と国の意見交換等の際の参考としても活用させていただきます。

【意見募集について】

（１）意見の出し方

書式は問いません。「駒場住宅跡地活用に向けた意見」と明記し、住所、氏名（団体の場合は、所在地、団体名、代表者氏名）を記入の上、下記の日黒区担当課あて、郵送、FAX、メール（※）、持参のいずれかで平成31年1月31日（木）までにお寄せください。

※12月28日～12月30日は機器のメンテナンスによりメールを受信できない場合があります。この期間を避けて送信をお願い致します。

（２）意見の取扱い

早い段階での地域住民等意見の把握の際にいただいた意見については、個別に回答はしませんが、区の活用方針（素案）がまとまった段階で、意見の要旨を取りまとめて公表する予定です（住所・氏名等は公表しません）。

さらにその後、区の活用方針（素案）を公表し、広く区民の皆さまの意見を伺う機会を設けますので、改めて意見を出すこともできます。

【担当課及び問い合わせ先】

〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区 企画経営部 経営改革推進課（総合庁舎4階）
TEL：03-5722-9457
FAX：03-5722-6134
メール：r-keieikaikaku@city.meguro.tokyo.jp

国家公務員駒場住宅跡地の活用に向けた検討素材（平成30年11月）

発 行 目黒区

編 集 目黒区 企画経営部 経営改革推進課

東京都 目黒区 上目黒 2丁目 19番 15号

電話（03）5722－9457（直通）